

改正

平成21年3月31日告示第51号
平成22年3月31日告示第49号
平成24年8月6日告示第256号
平成25年3月27日告示第57号
平成25年6月24日告示第252号
平成28年3月15日告示第44号
平成29年2月9日告示第12号
令和3年4月1日告示第63号
令和3年7月2日告示第319号

沼津市男女共同参画推進事業所認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画（沼津市男女共同参画推進条例（平成20年条例第10号）第2条第1号に規定する男女共同参画をいう。以下同じ。）の推進に理解と意欲があり、仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女がともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる事業所を認定し、広く周知することにより、市内の事業所における男女共同参画の普及及び推進を図ることを目的とする。

(認定基準)

第2条 市長は、市内に存する事業所であつて、次に掲げる要件に適合するものを、沼津市男女共同参画推進事業所（以下「認定事業所」という。）として認定するものとする。

- (1) 性別にとらわれず、従業員の能力を生かす人事管理等の取組を実施していること又は3年以内の取組の実施を予定していること。
- (2) 仕事と家庭の両立を支援する制度を導入し、当該制度の利用を促進するための環境整備を行っていること又は3年以内の制度の導入等を予定していること。
- (3) 男女がともに働きやすい職場環境づくりの取組を実施していること又は3年以内の取組の実施を予定していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進のための取組を実施していること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定事業所として認定しない。

- (1) 第3条に規定する申請書の提出日（この項において「申請日」という。）から過去3年間に於いて事業所又は事業所の役員に法令等に違反する重大な事実があるとき。
- (2) 第8条第1項の規定により認定を取り消されてから3年を経過しないとき。
- (3) 申請日時点で納期が到来した市税を滞納しているとき。
- (4) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団であるとき又は事業所の構成員が同条第2号に規定する暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者であるとき。

(申請)

第3条 認定事業所としての認定を受けようとする者は、別に定めるところにより、沼津市男女共同参画推進事業所認定申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(認定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、同条に規定する書類及び実地により審査するものとし、第2条に掲げる要件に適合していると認めるときは、認定事業所としての認定を行うものとする。

(認定証の交付等)

第5条 市長は、前条の認定を行ったときは、沼津市男女共同参画推進事業所登録簿（第2号様式）に必要事項を登録し、沼津市男女共同参画推進事業所認定証（第3号様式。以下「認定証」という。）を認定事業所に交付するものとする。

2 市長は、認定事業所について、市のホームページ、広報紙等により広く周知するとともに、認定事業所に対し、男女共同参画に係る情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(取組状況の報告)

第6条 認定事業所は、毎年、市長が別に定める日までに男女共同参画に関する取組状況報告書(第4号様式)を提出しなければならない。

(変更の届出)

第7条 認定事業所は、第3条の規定により申請した内容に変更が生じた場合には、沼津市男女共同参画推進事業所変更届出書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該変更の内容が、第2条に規定する基準に基づく認定に影響を及ぼす可能性があると認めるときは、当該認定事業所に必要な書類の提出を求めるものとする。

(認定の取消し)

第8条 市長は、認定事業所が第2条に規定する基準に適合しなくなると認めるときは、認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、沼津市男女共同参画推進事業所取消通知書(第6号様式)により、当該事業所に通知するものとする。

3 第1項の規定により認定を取り消された事業者は、速やかに認定証を返還しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公示の日から施行する。

付 則(平成21年3月31日告示第51号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成22年3月31日告示第49号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成24年8月6日告示第256号)

この告示は、公示の日から施行する。

付 則(平成25年3月27日告示第57号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成25年6月24日告示第252号)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の沼津市男女共同参画推進事業所認定制度実施要領(以下「改正前の要綱」という。)第5条の規定により交付されている認定書は、改正後の沼津市男女共同参画推進事業所認定制度実施要領(以下「改正後の要綱」という。)第5条の規定により交付された認定書とみなす。

3 この告示の施行の際現に改正前の要綱の様式により提出されている報告書及び申請書は、改正後の要綱の相当する様式により提出された報告書及び申請書とみなす。

4 この告示の施行の際現に改正前の要綱に定める様式に基づいて作成された用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

付 則(平成28年3月15日告示第44号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成29年2月9日告示第12号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(令和3年3月22日告示第63号)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の沼津市男女共同参画推進事業所認定制度実施要領(次項において「改正前の要綱」という。)第5条の規定により交付されている認定書は、改正後の沼津市男女共同参画推進事業所認定制度実施要領(以下「改正後の要綱」という。)第5条の規

定により交付された認定書とみなす。

- 3 この告示の施行の際、この告示による改正前の要綱に定める様式に基づいて作成した用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

付 則（令和3年7月2日告示第319号）

この告示は、公示の日から施行する。